

平成 21 年

新 城 市 教 育 委 員 会

9 月 臨 時 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

新 城 市 教 育 委 員 会  
平成 2 1 年 9 月 新 城 市 教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

9 月 1 1 日 ( 金 ) 午 後 1 時 3 0 分 は っ ら つ セ ン タ ー 2 F 会 議 室

**出席委員**

一番委員 馬場順一 二番委員 菅沼昌人 三番委員 中根正介  
四番委員 筏津順子 五番委員 和田守功

**委員以外で出席した者**

教育部長	今泉敏彦
庶務課長	夏目道弘
学校教育課長	小西祥二
生涯学習課長	滝下一美
文化課長	村田道博
スポーツ課長	鈴木富士男

**議事日程**

開 会

日程第 1 議案の審議

第 1 1 号議案 新 城 市 教 育 委 員 会 表 彰 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て

日程第 2 協議・報告事項

- ( 1 ) 新 城 市 教 育 委 員 会 表 彰 候 補 者 の 選 出 に つ い て
- ( 2 ) 全 国 学 力 ・ 学 習 状 況 調 査 の 結 果 に つ い て ( 速 報 )
- ( 3 ) 「 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 」 の 対 応 に つ い て

**議 事**

開会 午後 1 時 3 0 分

## 委員長

只今から9月の臨時教育委員会会議を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 委員長

日程第1議案の審議第11号議案新城市教育委員会表彰規則の一部改正について説明をお願いします。

## 庶務課長

新城市教育委員会表彰規則の一部改正を行う理由につきましては、現行規則では基本的に市内在住者が対象者となっていました。本市の教育に功績のあったものについては、市外在住者も対象にしたいというものです。加えて条文中の字句を修正するというものです。

(改正案説明)

## 委員長

この件についてご質問ありますか。

## 委員

確認ですが規則の改正については、教育委員会決議で足りませんか。

## 庶務課長

教育委員会規則ですので、教育委員会会議で決定されます。

## 委員

今回の改正点の市外在住者も対象者に加えるということですが、これまでにはなかったのですか。

## 庶務課長

候補にあがったかどうかは確認できていませんが、この規則での表彰はありえなかったということです。

## 委員

物事の順序として規則の改正の前に、市外在住者の方を対象者にしたいという提案があって、それが適当と判断された後で条文に入っていくのが道理ではないですか。

## 委員

ある特定の個人、団体を推奨したいがための規則改正は本末転倒だと思います。規則のあり方としては広い視野にたって基本がぶれないようにしないと、いびつなものになっていく可能性があります。

## 委員

基本的な考えを確認してから議論に入っていくことが大切だと思います。他の市町はどうなっているのか参考資料はありますか。

## 庶務課長

市長部局の市政功労の受賞要件には市内在住ということは入っていません。教育表彰の規定については、全市町村が設けているわけではありません。近隣では蒲郡市が

制定していますが対象者の住所要件は謳ってありません。

#### **委員**

現行規則で市内在住を謳っている理由は何ですか。

#### **部長**

現行規則は合併時に新城・鳳来・作手の各規則を持ち寄り、当時の担当者が検討した結果であります。例年数名の方が受賞されており、今までは市外在住者の方というのはおみえにならなかったと思います。

#### **委員**

対象者の間口を広げたことにより、市内の対象者の間口が狭くなることは良いことではないと思います。市内の地道に活動してきた人たちに対する配慮が必要だと思います。

#### **庶務課長**

規則を改正が承認された後に要綱を定め、地道に活動してきた方に対しても配慮するよう進めていく考えでございます。

#### **教育長**

改正案の「規則」の読み方としては、あくまでも第2条、第3条、第4条が基本であって、第5条については「その他」という文言も付いていますので、基本的には市内在住者ですが、市内出身で外に出られて活躍されている方に対しても表彰できるという趣旨でございます。「市内在住」の枠にとらわれるのではなく広く顕彰していきたいという思いがあります。

#### **委員**

「市外在住のもの」という文言はいるのですか。想定はされますが、あえて明確にする必要はないと思いますが。

#### **委員**

反対に入っていると何か問題はありますか。

#### **委員**

市外在住のものということが入っていると、今回このために改正するのかという厭な憶測が入ってくると思います。積極的な意味があるならば入っていてもよいと思いますが。

#### **部長**

現行規則の第2条中「市民」という文言が入っていましたので、反対の「市外」というイメージが強くありました。

#### **庶務課長**

第5条といたしましては、「前3条の規定によらず特に功績のあったものについて、これを表彰する。」として「市外在住のもの」という部分を削除するという形にしたいと思います。

#### **委員長**

この案に賛成の方は挙手をお願いします。全員挙手。第11号議案は可決とします。他にありますか。

#### 委員

要綱についての確認ですが、別表2中「全国大会で最優秀の成績を収めたもの。」「オリンピック、世界大会等へ出場したもの」とありますが、規則の1条から4条までの規定があって、さらにそれを上乘せするように読むのか。または、1条から4条までの規定とは別にして読むのか教えていただきたい。

#### 庶務課長

要綱の第1条第5号の表記の仕方が足りなかったと思います。「表彰の対象功績等は別表第2のとおりとする。」となっていますが「前各号の表彰の対象功績等は別表第2のとおりとする。」とすべきだと思います。基本的に1号から4号はひとつの基準であります。

5号で規定しました別表第2については具体事例を示したものであります。5つあげてありますがすべてのものを網羅することは出来ませんので、その都度色々なケースがあがってくると思われますので増えてくると想定しています。

例えば、全国大会で最優秀の成績を収めたものとあるのは、規則の第2条9号に該当する訳ですが、規則が抽象的で解釈の仕方により、際限のないものになってしまいますので、基準として別表2を設けました。

#### 委員

子供も対象ですか。

#### 庶務課長

対象です。

#### 委員

「オリンピック、世界大会等へ出場したもの」とありますがこれはかなり甘い基準と考えますがいかがですか。

#### 庶務課長

そのあたりをご議論していただきたいと思います。

#### 委員

要綱は今回初めて作成するものですか。

#### 庶務課長

今回初めて作成するものです。これまで「規則」しかありませんでした。

要綱の第1条は教育委員会表彰規則2条乃至5条ということで2条から5条までの各号に規定する表彰の基準は次のとおりということです。第1号は別表1に掲げた教育委員会が管轄する団体の構成員であって、正副の代表を何年以上とか、役員を何年以上勤めたという基準が規定されています。また、教育委員会の所管する団体ではないけれど教育に功績のあった団体については、選定基準を若干厳しくして第2号に謳ってあります。第3号については規則の8条に学校医さん等の規定があります。規

則では謳っていない細かい規定を要綱で謳っていきたいと考えています。第4号につきましては、すべて網羅した、具体的な細かい規定は出来ないものですから、教育に功績のあったものは対象にしていきたいというものでございます。第1号から第4号までのより具体的な表彰基準について別表2で例示をしてより分かりやすいものにしていきたいというのが要綱の目的であります。

### **委員長**

スポーツ関係は分かりやすい訳ですが、文化関係はどうか。偏った印象がありますが。

### **委員**

全国大会で最優秀とありますが、美術でも書道でも大会があります。スポーツでは競輪とか対象者が少ないわけで、甲子園での優勝と比較して世間の評価は違いますが、小さな団体であってもその中で努力して最優秀となれば表彰しても良いと思います。

「オリンピック、世界大会等へ出場したもの」とありますがこれはかなり出てくると思います。出場しただけでなく、ある程度優秀な成績を収めたものとしないと、他の市町村と比較し甘い基準になると思います。

### **委員長**

過去10年のうちにオリンピック、世界大会等へ出場した人は新城市にはいますか。一人でもいたとすればたいしたものだと思いますが。

### **部長**

おそらくいないと思いますが、シニアのオリンピックという名称のものには出場した方がみえます。

### **委員**

パラリンピックというのもあります。

### **庶務課長**

夏季オリンピックを想定していますが、想定できかねるところは世界大会等と規定しています。外国と競い合うということを想定してみましたが掴みきれない部分があります。

### **委員**

新城市のレベルの低さを公表していることになりませんか。

### **委員長**

「全国大会で最優秀の成績を収めたもの。」とありますが、1位ということですね。2位とか3位では対象にならないということですね。

### **委員**

第1条第5項はどうもすわりが悪いですね。「表彰の対象功績等は別表2のとおりとする。」とありますが、「とおり」にするということで今言われた様なおきる。「別表2を基準にする」とか含みを持たせたほうがよいように思います。

### **委員**

「その都度検討する」とか。

#### **委員**

そのまま解釈すると厳格になってしまうと思います。物品等を寄附したものというのも気になりますね。

#### **委員**

これも、最終的に教育委員会会議で協議するということですが、あがってきたものを却下するという事はなかなか出来ないと思いますので、ある程度の枠は必要だと思います。何か意図はありますか。

#### **部長**

明確に表すことは必要だと思う反面、地道に活動していただいている方々もいるわけで、努力の価値を金額で表すことも難しいと思いこのような形で表しました。

#### **委員長**

これらは、表彰状より感謝状の対象ではないかと思いますが。

#### **部長**

長年の積み重ねということが想定にあります。

#### **委員**

先程のところは、中根委員がおっしゃったとおり、基準という表記でよいのではないですか。

#### **庶務課長**

第1条第「表彰の対象功績等は別表2のとおりとする。」とありますが、基本的には4号まで謳われている例示を5号で別表2に求めているということですので、5号につきましては「前各号の表彰の対象功績等は別表2を基準とし」という言い回しでどうでしょうか。

#### **委員**

5号は1号から4号までの具体ではなく、1号から4号は独立していて5号はこの基準に合わない表彰しないということになってしまうのではないのでしょうか。1号から4号を受けて具体は別表2になりますという逆に関数が狭くありませんか。1号からはものを決めて、5号は功績を別途具体的な功績として挙げていると理解していますけれど。

#### **委員**

3号までは具体的に書いてありますが4号が曖昧ですね。

#### **庶務課長**

今は5号ということで別立ての規定にしてありますが、別立てではなく4号の中を含め具体的には「前各号の規定によらず教育、学術、体育文化等に優れた功績、貢献のあったもの。その対象功績等は別表2を基準とする。」という言い回しでどうでしょうか。

#### **教育長**

文末が3号だけ異なりますので統一することと、「前各号の規定によらず別表2を基準とし、教育、学術云々」としたほうが一文になりませんか。基準の基が「基」なのか規則の「規」なのか調べておく必要がありますね。別表2については、今後その都度検討していくので増えていくということですね。

#### **庶務課長**

基本的にはそれを想定しています。

#### **教育長**

増えていくということを条文に謳わなくていいですか。

#### **庶務課長**

それを考えますと基準の「基」は、規則の「規」のほうが適当だと思います。

#### **部長**

規則の5条に戻りますが文末を他の条文と同様にしたほうがよいと思います。

#### **庶務課長**

事務局のほうから検討をいただきたい案件ですが、毎年活躍し対象となる場合はどうするかということですが、団体の役員さん等はある年限を定めて、表彰は1回限りになるわけですが、スポーツに限らず文化等でも毎年活躍する人が出てくる可能性があります。このような場合はどうするかご検討いただければと思います。

#### **委員**

現実の問題としてありうる問題です。甲子園等は毎年あるわけですし、1回表彰したらそれで終わりというのもどうかと思います。

#### **教育長**

同じ子であれば1度顕彰すればよいのではないのでしょうか。

#### **委員**

全国大会で優勝し、オリンピックに出た場合等どうするかという問題が、近い将来出る可能性があります。

#### **委員長**

第2条表彰の制限のところはスポーツ選手のことではないですね。

#### **委員**

スポーツでは、表彰すると同時に励ましという意味合いが強く入っています。

#### **委員**

これを基準にその都度教育委員会議で協議すればよいと思いますが、常識的に考えれば1回表彰と思います。

#### **部長**

第2条表彰の制限のところですが、制限しているのは第1号から3号までの団体の役員を長年勤めてられる方を想定して作ってありますので。

#### **庶務課長**

前条に規定する云々となっていますが、前条第1号乃至3号と限定すればどうでし

ようか。

同一功績に対する表彰は原則としては行わないとし、対象事例が出た場合その都度協議することにして、柔軟な対応が出来るようにしたらどうでしょうか。

#### **教育長**

文言で表すかどうか。

#### **庶務課長**

今は文言では謳ってありませんが、あえて謳うとすれば第2条表彰の制限のところかと思います。

#### **委員**

あまり縛りを入れないほうがよいと思いますが。今程度にしておいて、想定しても切がありませんので、その都度その時の教育委員会会議で判断すればよいと思います。

#### **委員**

今日の教育委員会会議の認識はそういうことでよいのではないのでしょうか。

#### **委員長**

別表2の「教育に有益な物品等を寄附したもの」についてはどうでしょうか。

#### **教育長**

市政功勞の基準はいくらですか。

#### **庶務課長**

市政功勞は、「公益のため市に多額の私財を寄附した、500万円以上の財産を寄附した」となっています。必ずしも現金とは限らないですね。

#### **委員長**

「教育施設において、その環境整備等に尽力したもの」とありますが、これはどのようなものを想定していますか。

#### **庶務課長**

具体のケースは把握していませんが、学校の敷地内の草取りをボランティアで長年行っていた方等を想定しています。

#### **教育長**

文化的なものも多々ありますがどのように考えますか。

#### **庶務課長**

世界大会等というのは、スポーツに限らず、他の分野も当然対象にならなければおかしいと思います。

よくがんばったものについては、なるべく広くいい意味で解釈して表彰するのはよいことだと思いますが。ただ他の市町村と比較して低いレベルと思われるものは省いたほうがよいと思います。

#### **教育長**

別表2については、もう少し拡充して次回の教育委員会会議で協議することにしてはどうでしょうか。

## 委員

要綱の日付が、本日となっておりますがその辺りはどうですか。

## 部長

10月1日に表彰式がありますので、その前に要綱等が決まるのが好ましいですが。現段階はここまでとして、後は付け加えるということによいのではないのでしょうか。

## 委員

寄附の件の結論はどうでしょうか。

## 教育長

母校等へ寄附を行う人材を育てたいと思っています。アメリカの大学等ではそういうものが多数あります。そういう感覚がほしいなと思います。そういう方が現れたら顕彰し、多数の方が現れてきたらと思います。

## 委員

金額の多寡は別にして、そういう方はみえますか。

## 教育長

毎年100万円使ってくださいという方がみえまして、教育へとか福祉へとか指定されまして、全児童へ配布する防犯ブザーを購入したこともあります。

## 部長

学校の何周年記念とかの寄附は同窓会などの組織を作っています。範囲が難しいということがあります。

## 委員

特定の学校に対する寄附行為等は感謝状等で対応するのが適当と考えます。全市の小中学校に対する寄附行為等とは性格が違うと思います。

## 委員長

文面は変えなくてよいですか。今まで議論したことを事務局で整理していただくということで、この案に賛成される方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。

( 休 憩 )

日程第2 協議・報告事項(1) 新城市教育委員会表候補者の選出について

## 委員長

日程第2 協議・報告事項(1) 新城市教育委員会表彰候補者の選出について説明をお願いします。

## 部長

この件につきましては人事案件でございますので秘密会とさせていただきたいと思います。

(新城市教育委員会表候補者の選出について協議)

日程第2 協議・報告事項(2) 全国学力・学習状況調査の結果について(速報)

## 委員長

日程第2協議・報告事項(2)全国学力・学習状況調査の結果について説明をお願いします。

### 学校教育課長

全国平均との比較という資料を配布させていただきました。新城市の児童生徒の状況は「全国と同等」か「よくできている」といった結果がみられます。根拠といたしましては、過去3回の全国平均との差を載せてあります。今後は活用委員会を設置し、今月25日に内容・結果分析を行い、その結果をもって授業改善・学力向上に向け協議をする予定です。ホームページへの掲載は今後行う予定です。

### 委員

内容・結果分析のあらましを教えてくださいたいと思います。

### 学校教育課長

了解しました。

### 委員長

効果はありますか、先生方の多忙化に繋がりませんか。

### 学校教育課長

特にそのようなことはないと思います。

日程第2協議・報告事項(3)「新型インフルエンザ」の対応について

### 委員長

日程第2協議・報告事項(3)「新型インフルエンザ」の対応について説明をお願いします。

### 学校教育課長

今までと変えて、病院でA型インフルエンザと診断された場合、新型インフルエンザとして対応してまいります。県から目安の参考値が出ていまして学級閉鎖については、同一学級で欠席者10%云々とあります。閉鎖期間も概ね4日間となっています。これをベースに感染の拡大を最小限にするということを判断基準に各学校に指示を出しています。

しかし10%になったら閉鎖するというのではなく、1%でも閉鎖する可能性があることを各校長先生にお願いをして、通常の季節性インフルエンザは学校の判断の報告を受けるという対応だけでしたが、新型の場合は報告を受けつつ学校側の判断について、状況を見て市教委から閉鎖の指示を出すことがあるということで進めています。

その他連絡方法の変更等があります。現状でございますが初めて新型インフルエンザの情報が入った時は、臨時教育委員会議を開催していただき、対応を検討していただき適切なご指導のもとに新学期を迎えたわけですが、しかし残念ながら東陽小学校で罹患者の拡大の不安がありましたので、始業式当日に学級閉鎖の措置を執りました。これにつきましては感染の拡大を最小限にするということで臨時の教育委員会会議を開催せずに事務局で対応させていただきました。その時点で他校においても、多数発生しておりましたが、あくまでも夏休み中の家族内の罹患であるだとか、単独感染で

あるとか、その時点で休んでいましたので閉鎖は東陽小学校のみでした。

その後、巴小学校で6年生が罹患し、学校に来てから4年生が感染し拡大の不安がありましたので4年生を学級閉鎖の措置を執りました。本日現時点では市内の罹患者は1名になりました。新型インフルエンザ患者延べで30名程度報告されていますが、新学期が始まりまして最初の波は去ったと思います。

これから第2波、3波が来るとは思いますが、今回の対応で閉鎖したところの状況を確認しましたところ、早めに閉鎖してよかった、4日間程度の閉鎖が有効であったと聞いております。感染の拡大を最小限にするということをもットーにして、各学校にうがい・手洗い・顔洗いを徹底していただくよう依頼しております。

### **委員**

巴小学校においては、学級閉鎖に対し学校側からの説明が不足し保護者が神経質になっていますので、丁寧な対応をお願いします。

### **学校教育課長**

ありがとうございます。次に活かさせていただきます。

### **委員**

比較的短期間で終息したということは結構なことですが、具体的には子供の投薬とかどのようになっていますか。

### **学校教育課長**

新城市では発熱の症状しか聞いていません。投薬ですが子供はリレンザですが、タミフルのどちらかを4日間程度処方されます。それを飲んでいくうちに快方に向かうという状況です。早めの受診が第一だということです。

### **教育長**

A型になったら新型インフルエンザということで、検温は毎朝、登校前に全児童・生徒に義務付けてはあります。今回の学級閉鎖は効果的でした。

### **委員**

今回は4日間の学級閉鎖でよかったかもしれませんが、本当は一週間程度休みをとって完全休養した方がよいという報道がありました。4日間では咳が出た場合どうかと思いますが。

### **委員長**

4日間というのは、県からの指示ですね。

### **学校教育課長**

県からの基準が出ましたのでそれに従いました。

### **委員長**

以上で、本日の臨時教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後4時35分

委員 長

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記